

令和2年度大江町新・生活様式対応支援事業補助金 応募要領

新型コロナからの経済回復に向け、町民が安心して飲食や買い物を楽しむことができる環境を整えるため、中小企業・小規模事業者等が業種別ガイドラインに基づいて「新しい生活様式への対応」に取り組む事業に対し、補助金を交付します。

1 補助対象者

次に掲げる要件を満たす者

- ①事業所等が町内にある中小企業・小規模事業者等※で、町民の安心した消費活動の実現に向けた飛沫感染や接触感染の予防など、業種別ガイドライン等に基づく「新しい生活様式への対応」に取り組む者若しくはこれに準じるものとして町長が特に必要と認める者
- ②大江町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第1号）第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者
- ③町税等を完納していること

※ 本事業における中小企業・小規模事業者等（個人事業主も含む）とは・・・中小企業基本法による業種ごとに定める「資本金」か「従業員」のどちらかが下記の基準を満たす商工業者

業 種	中小企業		小規模事業者等
	資 本 金	従 業 員	従 業 員
製造業、建設業、運輸業、 農林水産業等その他下記 以外の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービ業	5,000万円以下	100人以下	
小 売 業	5,000万円以下	50人以下	

※性風俗産業、政治団体、系統出荷による収入のみである個人農業者及び農事組合法人は対象外とする。

※同一の事業について、国や県、市町村等が助成する他の補助金等と重複する事業は補助対象事業となりません。

2 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 10/10以内
- (2) 補助金額 : 2万円～20万円
※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。
- (3) 補助対象経費 : 「新しい生活様式への対応」「3密を避けるための非接触型・非対面型ビジネスモデルの構築」に係る下記の経費。

○補助対象とする経費

経費区分	説 明
①機械装置等費	飛沫対策設備（仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン等）や換気設備（換気扇、空気清浄機等）、移動販売車両等、事業の遂行に必要な機械装置等の購入・施工経費

②システム構築費	E C販売やオンラインサービス、テレワーク環境の整備等に向けた専用ソフトウェアや情報システムの購入・構築経費
③衛生用品費	衛生用品（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、除菌スプレー、消毒液等）の購入経費
④広報費	テイクアウトや宅配サービス、新商品販売等に係る広報経費
⑤外注費	上記①から④に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（3密対策のための店舗改装や移動販売車両への改修等、自ら実行することが困難な業務に限る。）
⑥その他	感染予防対策として、真に必要な経費

※ 汎用性があり、目的外使用になり得るものを除きます。

3 補助事業実施期間

(1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日（ただし、令和2年4月7日（政府の緊急事態宣言の発令日）まで遡及可能）から令和3年2月12日（金）まで

4 応募手続き

(1) 応募期間

令和2年8月3日（月）から令和3年2月12日（金）＜上記受付先必着＞

(2) 提出書類

① 補助金交付申請書兼実績報告書（様式1）

② 補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し（契約書、納品書、請求書、領収書（内容記載のあるもの）、写真等）

5 その他

(1) 補助事業実施期間は、交付決定の日（ただし、令和2年4月7日（政府の緊急事態宣言の発令日）まで遡及可能）から令和3年2月12日（金）までとなります。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限りません。

(2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。

補助金申請・お問合せ先

大江町役場 政策推進課起業推進係

〒990-1101 大江町大字左沢 882-1 Tel.0237-62-2139